

登録の効力発生日について

平成 19 年 10 月
特 許 庁

1. 論点

特許法における登録については、登録申請の受付の年月日のほか、登録年月日が特許原簿に記録され（特許登録令施行規則第 21 条第 1 項）、登録年月日に登録の効果が生ずるものとされている。

したがって、登録の申請後、登録の日までの間に当該登録に係る権利に関連する他の権利関係が変動した場合には、登録事務手続に要する期間のタイムラグにより他の権利関係との先後が逆転してしまうとの指摘がある。

2. 具体的検討

(1) 現行制度の考え方

特許に関する権利の登録については、「登録しなければその効力が生じない」（特許法第 98 条）又は「その登録をしたときは、その特許権等をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる」（同法第 99 条）と規定されている。また、特許登録原簿においては、登録申請日とは別に登録日が記載される（特許登録令施行規則第 21 条第 1 項）。このため、特許に関する権利の登録については、登録申請日ではなく登録の日からその効力が発生するものとされている。

これは、特許に関する権利を登録することで、権利等の効力発生又は第三者対抗要件といった効果を生じさせることから、その登録に係る情報を一般に開示し、権利関係を明確にして取引の安全性を確保することが必要であり、登録簿に登録されて一般に公示される状態になってはじめて登録の効果が生ずることとしているものと考えられる。

(2) 現行制度の問題点

特許庁における登録申請書の事務処理については、申請受付日から原則 10 営業日以内での登録を目標として処理されているのが現状である。これは、特許庁に対する年間の登録申請件数は約 17 万件（平成 18 年度実績）であり、また、現在、登録申請は紙媒体による申請受付のみであるため、外注によるデータエントリー期間を含め、最低限必要な日数となっている。

そのため、登録申請受付の後、事務処理期間中に、移転情報が反映されていない登録原簿を意図的に用いて二重譲渡が行われたり、登録義務者等が破産した場合に他の権利関係との先後が逆転してしまうなどのおそれがあり、申請者等にとっては不合理な制度となっているとの指摘がある。

(3)不動産登記法における効力発生日の考え方

不動産登記法においては、特許法と同様に、不動産の権利に関する登記の効果としては、「登記をしなければ、第三者に対抗することができない。」（民法第177条）と規定されているが、登記事項としては、登録が実行された日ではなく、登記申請の受付日が登記簿に記録される（不動産登記法第59条第2号）。これは、登記事務の建前上、登記は即日に処理されることとなっており、登記簿に記録された登記申請の受付の日が効力発生時点と推定されると解されている¹。

特許法においても同様に、申請受付日を登録の日として特許原簿に記録し、登録申請の受付の日から効力発生とすることで、現行制度の問題を解消することが可能ではないかと考える。

(4)取引の安全性確保について

前述のとおり、特許庁における登録事務には10日以上要することから、即日に処理される不動産登記とは事情が異なる。すなわち、申請受付日を登録の日とする制度を導入した場合には、登録に係る情報が一般に開示される前に登録の効果が発生してしまうことから、登録による効力発生日から特許原簿記録による公示の日までの間に、登録簿を信じて取引を行った者に不利益が生じる可能性も否定できない。

したがって、そのような事態が生じないように、

登録申請の受付時に、申請があった旨を先行して原簿に記載する

登録申請の受付から登録までの事務処理期間中は、当該登録に係る特許原簿を閲覧禁止として対応する

といった措置を講ずることが必要と考えられる。実際に、不動産登記法においても、登記手続中には登記情報を提供しない措置が取られている。

3．制度改正試案（たたき台）

以上の検討を踏まえると、登録の効力発生日について、次のような制度を設けることが考えられる。

- 登録の申請日に登録があったものとみなす調整規定を整備する。
- 登録の申請があった場合、登録原簿上直ちに、申請があった旨の注意書きを行う。又は、申請受付から登録がされるまでの間は、当該申請に係る原簿の閲覧を禁止する。

以 上

¹ 法律学全集 25- 不動産登記法（第四版）：幾代 通／徳本 伸一著 450 頁 1（2）